

令和8年度 伊賀市教育行政評価委員会 名簿

(敬称略)

	所属・職名		氏名
教育行政評価委員会委員	1号委員	三重大学教育学部理科教育コース准教授	杉澤 学
	2号委員	元伊賀市教育委員会事務局職員	伊室 春利
	3号委員	元学校教育課長、元中学校長	加納 圭子
	3号委員	元小中学校長	吹上 純子
	4号委員	社会教育委員	上見 祐治
	4号委員	文化財保存活用地域計画協議会委員	金山 修
教育委員会事務局	教育長		澤田 剛
	事務局長		福岡 香穂
	事務局次長兼政策調整監		中 映人
	社会教育推進監兼中央図書館長		小林さおり
	教育総務課長		藤田 成充
	教育施設課長		中釜 悟
	学校教育課長		太田 健二
	生涯学習課長		藤原 恵
	いがっこ給食センター夢所長		一路 勝巳
	いがっこ給食センター元気所長		東構 清隆
	文化財課長		笠井 賢治
	教育総務課教育政策係長		岡田 慎司

○伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例

平成20年 3 月26日 条例第 3 号

改正

平成26年 3 月28日 条例第 4 号

平成27年 3 月17日 条例第 4 号

伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第 2 項の規定に基づき、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務執行の状況についての点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、伊賀市教育行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会が自ら行う教育行政事務の点検及び評価について教育委員会に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育行政に関する専門的知識を有する者
- (2) 教育行政事務に関して実務経験を有する者
- (3) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援教育諸学校の校長経験者
- (4) 社会教育又は文化財保護についての識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、議事にかかる関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月28日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月17日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会事務の点検・評価制度について

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部を改正する法律が施行されました。

改正地教行法では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、「毎年、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行について、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに市民に公表しなければならない。」としています。

【学識経験者の知見の活用】

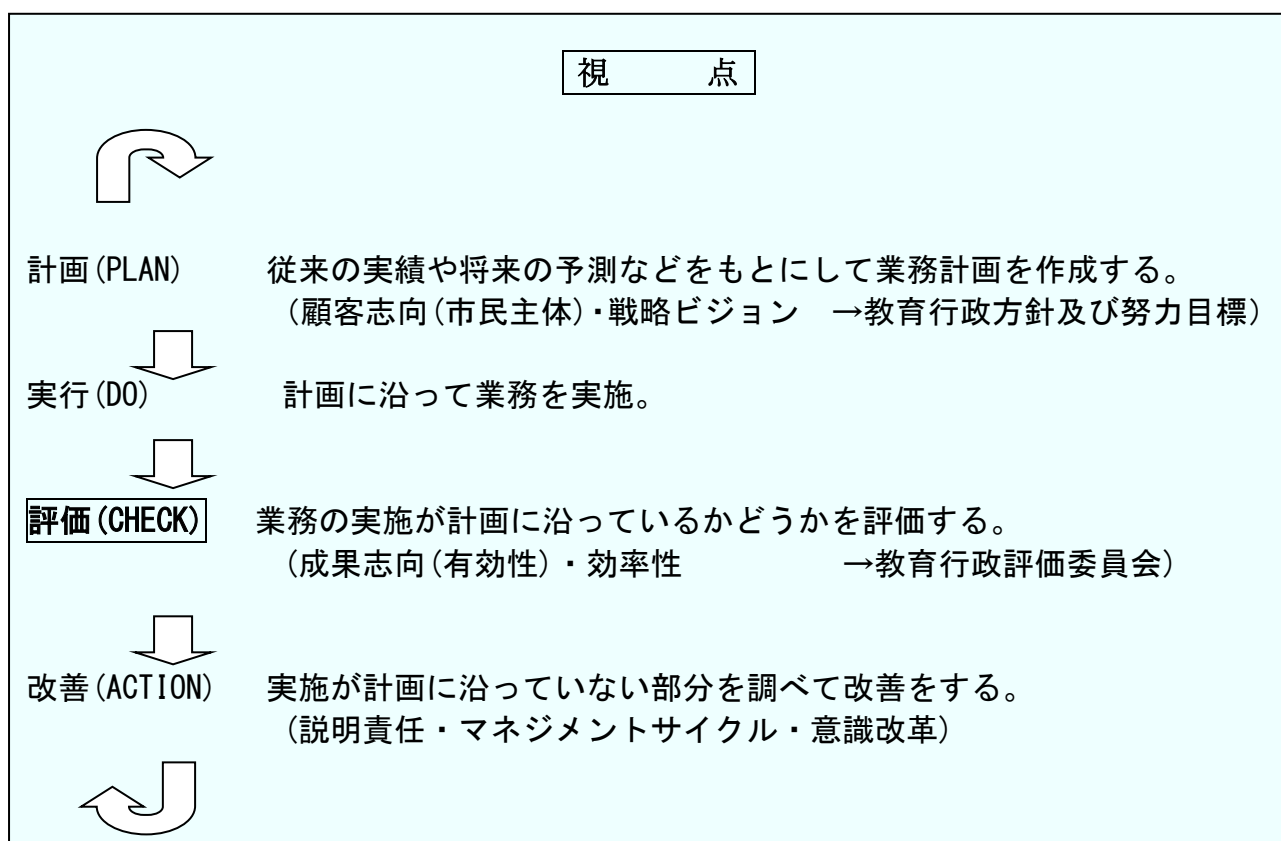
教育に関し、学識経験者を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのものとし、その活用方法については、評価の方法や結果に対して、学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、教育委員会の創意工夫により対応することとしています。

学識経験者は、教育委員や現職教員、教育委員会事務局職員等でない者で、教育に関して公正な意見を述べることができる者であって、あくまでも評価の客観性を確保する趣旨によるもので、必ず教育経験者や大学の研究者などの教育について、専門家の必要はないとしています。

【目的】

点検・評価を実施することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民から信頼される教育行政を推進することを目指します。

行政評価による行政経営のマネジメントサイクルのイメージ



令和8年度 伊賀市教育行政評価について 【令和7年度実施事業の評価】

1. 教育委員会事務の点検・評価の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」に基づき、本市が取り組んでいる教育行政について、評価を行い公表するとともに、今後の課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ることとします。

2. 点検評価の実施方法

【1次評価】（内部評価）

伊賀市教育委員会が策定した「2025(令和7)年度教育方針」に掲げた事務事業（一部新規事業含む）のうち、経常業務、法令で定められ裁量の余地がない事業、小規模な事業を除いた事業について事業内容や目標値の達成状況など事務事業評価に基づき、各所属長が必要性、有効性、効率性の点から点検及び評価を行い、事業の方向性を定めます。（評価対象事業数：66事業）

教育行政評価事業数

担当課	教育総務課 学校施設室	学校教育課	給食センター	生涯学習課 (中央公民館・ 教育集会所含む)
事業数	25	17	1	12
担当課	文化財課	図書館	計	
事業数	9	2	66	

【2次評価】（伊賀市教育行政評価委員による評価）

1次評価を取りまとめた評価表が正しく評価されているかを所属長のヒヤリングを実施し、課題や事業の改善に関する提案等を行います。（教育行政評価委員会：3回開催）

令和8年度 伊賀市教育行政評価の流れ

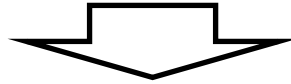
○第1回教育行政評価委員会

- * 令和7年度事業内容を「点検評価シート」により各所属長から説明
- * 説明に対する質疑応答

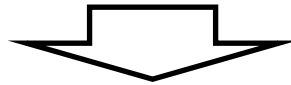


- * 「質問書」配布

評価委員は、質疑応答以外の質問があれば、質問書を後日事務局に提出
※ご質問のない場合は提出不要です。



事務局は、質問に対する「回答書」を評価委員に送付



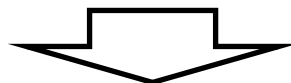
評価委員は、点検評価シートを事務局に提出

※評価事業(業務)ごとにシートの右欄に意見等をご記入いただき、提出してください。(すべての事業に対してご記入いただく必要はありません)
FAX(教育総務課 22-9647)又は、メール(kyoui-soumu@city.iga.lg.jp)でも結構です。



○第2回教育行政評価委員会

- * 評価・意見等の調整・協議



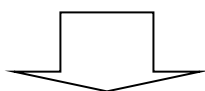
○第3回教育行政評価委員会

- * 評価結果報告書(案)について、修正箇所等を協議

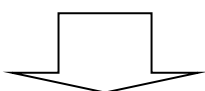
【令和8年7月31日現在】

令和8年度教育行政評価（令和7年度事業評価）及び令和9年度教育方針策定スケジュール（案）

教育行政評価（令和7年度事業評価）		教育方針等検討（令和9年度教育方針）	
第1回行政評価委員会	7月31日		
第2回行政評価委員会	9～10月		
第3回行政評価委員会	10～11月		
「教育行政評価結果報告書」として 取りまとめ、教育長へ報告	11月		
「教育行政評価結果報告書」を教育 委員会定例会へ報告	11月	教育方針等検討協議会 令和8年度教育行政評価に対する 対応協議 令和9年度努力目標・指標の協議	11月
		教育方針等検討協議会 教育方針の調整及び確認	2月
		「令和9年度教育方針」を教育委員 会定例会に上程	3月



「教育方針及び努力目標」冊子の作成（3月下旬）



議会に提出、市ホームページで公表（4月上旬）